

第1 監査の概要

1 監査の目的

財政援助団体等監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、都が補助金の交付等をしている団体に対し、その事業が、補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかなどについて実施する監査である。

監査の対象となる団体は、①補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を行っている団体）、②出資団体（資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体）、③公の施設の指定管理者等である。

また併せて、地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導監督が適切に行われているかについて監査を実施する。

2 監査実施団体

今回監査を実施した団体は、表1のとおり、補助金等交付団体等137団体及び出資団体10団体である。

（表3及び「第4 団体索引」参照）

（表1）監査実施団体内訳

区 分	監査対象団体数	監査実施団体数	実施率（%）
補助金等交付団体等	3,317	137	4
出 資 団 体	54	10	19
合 計	3,371	147	4

（注）「補助金等交付団体等」には、出資団体でない公の施設の指定管理者を含む。

3 監査期間

平成22年8月27日から平成23年1月13日まで

（ただし、八丈町、八丈町商工会及び八丈島空港ターミナルビル株式会社については、平成22年5月に実施した。また、大島町、大島町商工会については、平成22年6月に実施した。）

4 監査対象範囲

原則として、平成20年度及び平成21年度の事業を対象に実施した。

5 監査の観点

監査の主な観点は、表2のとおりである。

(表2) 主な観点

区 分	団 体	所 管 局
補助金等 交付団体	<ul style="list-style-type: none">・補助事業等は、目的に沿って適正かつ効果的に執行されているか。・補助金等に係る会計経理等は、適正に行われているか。	<ul style="list-style-type: none">・補助事業等に関する指導監督は、適切に行われているか。・補助金等交付の手續及び時期は、適切か。
出資団体	<ul style="list-style-type: none">・団体は、出資目的に沿って適切に運営されているか。・事業は、費用対効果に配慮して適切に行われているか。・会計経理及び工事・財産の管理は、適正に行われているか。・団体が直面する経営課題や今後の事業へのリスク要因を適切に把握しているか。	<ul style="list-style-type: none">・団体に対する指導監督は、適切に行われているか。
公の施設の 指定管理者	<ul style="list-style-type: none">・公の施設の管理運営は、適正かつ効率的に行われているか。	<ul style="list-style-type: none">・管理運営状況等を適切に把握・検証し、必要な処理を行っているか。

6 監査結果の概要

(1) 総括

今回の監査の結果、補助金の返還を求めるべきものや会計経理及び事務処理を是正・改善すべき事項が認められたので、19団体及び2局に対し、表3のとおり、合計で**30件の指摘及び1件の意見・要望**を行った。

上記指摘事項及び意見・要望事項を除き、補助等の対象となった事業及び出資団体の事業は、その目的に沿っておおむね適切に執行されている。

(表3) 監査実施団体及び指摘事項等の件数

区分	指摘事項				意見・要望 事項	
	団体	局	局及び 団体	計		
補助 金 等 交 付 団 体 等	大島町及び八丈町					
	大島町商工会及び八丈町商工会					
	東京都職業能力開発協会			1	1	
	社会福祉法人厚生福祉会ほか23団体		2	8	10	
	財団法人東京観光財団			1	1	
	財団法人東京都私学財団					
	社会福祉法人あいのわ福祉会ほか19団体			7	7	
	学校法人70団体					
	財団法人東京都中小企業振興公社(※)	1		1	2	1
	公益財団法人東京動物園協会(※)	1			1	
	東京建設業国民健康保険組合ほか3団体					
	東京都国民健康保険団体連合会					
	財団法人東京都体育協会					
	宗教法人真性寺ほか4団体					
	財団法人東京都交響楽団					
	財団法人東京交通安全協会					
	自動車安全運転センター					
補助金等交付団体等 計(137団体)	2	2	18	22	1	
出 資 団 体	八丈島空港ターミナルビル株式会社					
	株式会社多摩ニュータウン開発センター	1			1	
	財団法人東京都スポーツ文化事業団(※)					
	公立大学法人首都大学東京	6			6	
	多摩都市モノレール株式会社					
	財団法人東京都医学研究機構					
	東京都住宅供給公社(※)					
	首都高速道路株式会社	1			1	
	株式会社セントラルプラザ					
	財団法人東京税務協会					
出資団体 計(10団体)	8			8		
合計	10	2	18	30	1	

(注1) (※)は、「公の施設の指定管理者」の監査を実施。

(注2) 指摘事項…是正・改善を求めるもの 意見・要望事項…改善について検討を求めるもの

(2) 補助金等交付団体等の監査結果

補助金等交付団体等に行った指摘は、表4のとおり、補助金の返還を求めるべきもの、会計経理及び事務処理の是正・改善を求めたものなど、合計22件である。
また、意見・要望は1件である。

(表4) 補助金等交付団体等への指摘及び意見・要望事項一覧

指 摘 事 項	22件	掲 載 ページ
補助金の返還を求めたもの（合計で、約735万円）	15件	
保育所の運営等に係る補助金の返還を求めるべきもの（5件） 【社会福祉法人厚生福祉会、社会福祉法人砂町友愛園、 社会福祉法人あすなる福祉会、社会福祉法人マハヤナ学園、福祉保健局】		41
乳児院の運営等に係る補助金の返還を求めるべきもの 【社会福祉法人聖オディリアホーム、福祉保健局】		45
老人福祉施設の運営等に係る補助金の返還を求めるべきもの（2件） 【社会福祉法人聖母会、社会福祉法人浴風会、福祉保健局】		46
身体障害者療護施設等の運営等に係る補助金の返還を求めるべきもの（2件） 【社会福祉法人あいのわ福祉会、社会福祉法人東京光の家、福祉保健局】		128
保育所の運営等に係る補助金の返還を求めるべきもの（2件） 【社会福祉法人愛隣会、社会福祉法人からしだね、福祉保健局】		130
地域拠点機能支援に係る事業費補助金の返還を求めるべきもの（3件） 【社会福祉法人あいのわ福祉会、社会福祉法人すみれ会、福祉保健局】		132
会計経理及び事務処理の是正・改善を求めたもの	4件	
補助金を適切に執行すべきもの 【財団法人東京観光財団、産業労働局】		86
資産計上を適正に行うべきもの 【財団法人東京都中小企業振興公社】		180
退職給与積立金額を適正に算出し、補助金の交付及び確認を適正に行うべきもの 【財団法人東京都中小企業振興公社、産業労働局】		180
会計間における経費負担を適正に行うべきもの 【公益財団法人東京動物園協会】		208

要綱等の見直し、基準の策定を求めたもの		2件	掲載ページ
	補助金の算定に係る基準を適切に定めるべきもの 【福祉保健局】		49
	要綱等の規定を見直すとともに、法人に対する指導を適切に行うべきもの 【福祉保健局】		50
契約事務の是正・改善を求めたもの		1件	
	競争入札を適切に行うべきもの 【東京都職業能力開発協会、産業労働局】		18
意見・要望事項		1件	
	債権管理のあり方について 【財団法人東京都中小企業振興公社、産業労働局】		181

主な監査結果の要旨は次のとおりである。

○補助金の返還を求めるべきもの（保育所）

【指摘事項】（p. 44）

社会福祉法人あすなろ福祉会が設置するあすなろ保育園において、平成20年度の補助金交付状況を見たところ、在籍児童数や延長保育の利用児童数を誤って算定したことから、補助金が199万5,000円過大に交付されていた。

（社会福祉法人あすなろ福祉会、福祉保健局）

○競争入札を適切に行うべきもの

【指摘事項】（p. 18）

東京都職業能力開発協会は、人づくり・ものづくりフェア東京の会場装飾に関する業務を588万円でAに委託している。

しかし、その契約事務を見たところ、協会の財務規定では、100万円以上の委託契約は原則として競争入札によるものとしているにもかかわらず、競争入札を行っておらず、適切でない状況が認められた。

（東京都職業能力開発協会、産業労働局）

(3) 出資団体の監査結果

出資団体に行った指摘は、表5のとおり、契約事務の是正・改善を求めたものなど、合計8件である。

(表5) 出資団体への指摘及び意見・要望事項一覧

指 摘 事 項	8 件	掲 載 ページ
契約事務の是正・改善を求めたもの	4 件	
廃棄物処理委託契約を適正に締結すべきもの 【株式会社多摩ニュータウン開発センター】		273
契約事務を適切に行うべきもの 【公立大学法人首都大学東京】		310
契約事務を適正に行うべきもの 【公立大学法人首都大学東京】		312
昼夜区分の設計変更を適正に行うべきもの 【首都高速道路株式会社】		390
会計経理及び事務処理の是正・改善を求めたもの	3 件	
研究費の立替払に係る事務処理を適切に行うべきもの 【公立大学法人首都大学東京】		313
金券類に係る事務のチェック体制を整備すべきもの 【公立大学法人首都大学東京】		315
工作物を固定資産台帳に登録し、適正に管理すべきもの 【公立大学法人首都大学東京】		316
その他	1 件	
工業用水道の契約を見直すべきもの 【公立大学法人首都大学東京】		316

主な監査結果の要旨は次のとおりである。

○契約事務を適正に行うべきもの

【指摘事項】（p. 312）

公立大学法人首都大学東京が行った物品購入に関する契約事務について見たところ、業者から提出された請求書において、請求日が記載されていないにもかかわらず、当該請求書を収受して契約代金を支出している事例が多数認められた。

（公立大学法人首都大学東京）

○昼夜区分の設計変更を適正に行うべきもの

【指摘事項】（p. 390）

首都高速道路株式会社が施工している1号羽田線（品川区東大井一丁目）の構造物補修工事の一部については、モノレールと近接した作業になるため、設計では、夜間施工としている。

しかし、モノレール事業者との協議により、一部の作業を除いて、昼間でも安全に施工出来ることを確認したことから、実際には昼間に施工したにもかかわらず、夜間施工から昼間施工への設計変更を行っていない。

このため、積算額約419万円が過大となっていた。

（首都高速道路株式会社）